

報告第4号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月28日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するものです。

損害賠償の額の決定について

番号	賠償金額	賠償の理由	専決処分日
			過失割合
1	42,790 円	令和5年4月12日午後7時30分頃、賠償相手方が乗用車で我孫子市北新田196番地先市道23-014号線を走行中、対向車が来たため道路端に寄ったところ、当該市道の端の舗装が損傷していたことから、当該乗用車の左側前輪が舗装されていない部分に落下し、当該左側前輪のタイヤを損傷させた。	令和5年7月7日
			市 100% 相手方 0%